

第3章 土地の改変、施設等の建設・変更をともなう事業の配慮指針

公共事業、民間事業ともに土地の改変や施設整備をともなう事業は、地域の環境に直接大きな変化や影響を与えることから、事業推進に向けて地域の合意形成に努める必要があります。

このため、事業の構想・立案段階を含む計画段階から、事業者自らがより良い環境の保全および創造に関する環境配慮に努め、最良の方策を選択するとともに、自主的に環境に配慮することが必要です。

そこで、土地の改変、施設等の建設・変更にともなう配慮指針を以下に示します。なお、配慮指針を提示する計画段階として、以下の4つの段階を想定しました。

用地選定、事業規模、事業内容の設定段階

具体的な計画（計画地内の土地利用、施設および設備計画、緑化計画）段階

工事計画段階

事業の実施・運営計画段階

1. 用地選定、事業規模、事業内容の設定段階の配慮指針

地域の現況を把握する

初事業の内容に応じ、既存資料により地域の自然的状況、社会的状況（土地利用状況、交通施設等の都市基盤整備状況、歴史的・文化的遺産の状況、過去の災害等）、各種行政計画・法令規制状況等について整理し、影響の有無を判断する。

地域の土地利用に配慮する

初現在の土地利用状況、将来の土地利用構想（計画）と整合をとる。

地域の自然環境に対する影響を防止する

初貴重な動植物の生育・生息環境に配慮して用地選定する。

初里山や河川・ため池等の水辺等、良好な動植物の生育・生息環境への影響を小さくする。

初里山や水辺等の有する環境保全機能への影響を小さくする。

地域の生活環境への負荷を低減する

初有害物質および危険物の保管または使用による地域の生活環境への影響を小さくする。

初大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等による地域の生活環境への影響を小さくする。

初施設利用者や従業員が、既存の公共交通機関を利用できるようにする。

初交通安全上の問題や、周辺道路の自動車や人の流れに問題が発生しにくい事業内容とする。

環境資源・既存施設等の活用を図る

初公園・緑地整備等の事業については、地域の歴史的・文化的環境資源等を有効利用する。

初既存の公共施設や事業に関連した施設との連携や有効活用を図る。

2. 具体的な計画段階の配慮指針

計画地内の里山や、水辺の自然の保全、創造に努める

初計画地の地形を活かし、自然環境の改変面積を最小化する。

初計画地内に里山や水辺がある場合、保存緑地にするなど、適切に保全できる土地利用計画および施設配置計画とする。

初やむを得ず改変する場合は、里山や水辺等への影響の低減に努めるとともに、必要に応じて適切な代償措置を導入する。

初保存緑地等の緑地や水辺の配置、緑化の検討に際しては、極力まとまった緑地として確保するとともに、周辺の里山や水辺等との連続性を考慮する。

初地域の植生を考慮した植栽計画をたてる。

計画地内の動植物の生育・生息環境の保全、創造に努める

初計画地内に動植物の良好な生育・生息環境がある場合は、生育・生息環境への影響を回避する。

初やむを得ず改変する場合は、影響の低減に努めるとともに、必要に応じて適切な代償措置を導入する。

廃棄物の減量化、資源化に努める

初廃棄物の発生量の少ない施設・設備を導入する。

初廃棄物の分別やりサイクルを図りやすいスペースの確保、施設配置、施設や設備を導入する。



周辺地域の生活環境に対する負荷を低減する

初有害物質および危険物の保管または使用による周辺地域への影響の防止のため、緑地帯の確保や施設・設備の導入等、適切な影響防止対策を計画する。

初大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染等による、周辺地域への影響防止策を講じる。

初交通安全上の問題や周辺での交通渋滞が発生しないよう考慮した施設配置とする。

都市・快適環境の保全、創造を図る

初計画地内に市街地の緑地、親水空間、歴史的・文化的遺産がある場合は、これらへの影響を回避する。

初計画地内に緑地、水辺、オープンスペース等の確保、創出を図る。

初「長久手町人にやさしい街づくり計画」を参考に誰もが使いやすい施設・設備を導入する。

初周辺の景観との調和を図った施設建設や緑化を計画する。

省エネルギー対策に取り組む

初自然採光や採風を考慮した施設とする。

初建物の断熱性の向上を図る。

初省エネルギー型の施設や設備を導入する。

未利用エネルギーの活用を図る

初太陽熱や太陽光等の自然エネルギーを活用するシステムを導入する。

初コジェネレーションシステム等、エネルギーの有効利用システムを導入する。

初大量のエネルギー消費や廃熱の発生をともなう事業については、未利用エネルギーの有効利用や地域還元を図る。

初未利用エネルギー等の地域還元を行う場合、効率的な施設配置、施設・設備の導入を行う。

水資源の有効利用を図る

初雨水利用施設を設置する。

初処理水の再利用等、水の循環利用システムを導入する。

雨水の地下浸透を図る

初計画地内に、極力未舗装面を残す。

初浸透ますや浸透地下トレンチ等の雨水地下浸透施設の設置、透水性舗装を導入する。

3. 工事計画段階の配慮指針

計画地の樹木、表土等を保全する

初樹木等の伐採を少なくする計画とする。

初表土の流出防止のため、速やかに緑化する計画とする。

初表土を改変する場合は、表土の保存と適切な管理を行い、極力計画地内で活用する計画とする。

動植物の生育・生息に対する影響の低減を図る

初工事にともなう騒音・振動等による動植物への影響を小さくする工事時期や工法を採用する。

初代償措置を実施する場合は、対象となる種や措置の内容に十分配慮し、適切な時期や工法を採用する。

初地盤改良剤や除草剤等の薬剤を使用する場合は、生態系への影響を極力小さくする計画とする。

工事にともない発生する建設廃棄物の減量、適正処理を図る

初既存施設の解体により発生する廃棄物や、建設残土、コンクリート廃材、アスファルト廃材等の土地造成・施設建設にともない発生する建設廃棄物の分別、資源化、再利用を計画する。

初マニフェストシステム*による建設廃棄物の適正処理を計画する。

*マニフェストシステム

産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意等を「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」に記載し、処分業者等からの返送を確認することで産業廃棄物の流れを自ら把握、管理する方法をいいます。

周辺地域の生活環境に対する負荷を低減する

初工事にともなう騒音・振動、アスベストや粉じんの飛散、水質汚濁の発生が少ない工法を採用する。

初計画地周辺や工事関係車両走行ルート沿道での交通渋滞および交通公害を防止する計画とする。

初重機や工事関係車両には、低公害型の機種、車種の利用を計画する。

初土砂建設資材等の運送車両からの土砂等の落下・飛散防止対策を計画する。

交通安全の確保を図る

初建設資材等の搬出入車両の集中の緩和、誘導員の配置等により、走行ルートにおける交通安全対策を計画する。

省エネルギー・省資源を図る

初資源、エネルギー効率の高い工法を採用する。

初燃費の良い重機、工事関係車両の使用を計画する。

初建設資材、建築部材、舗装材等は、再生資源化製品を積極的に使用する計画とする。

初間伐材の有効利用や熱帯材の使用削減等、森林資源の保護に配慮した計画とする。

工事の実施による影響の把握と対応に努める

初環境への影響を軽減するための適切な措置を講じることができるよう、工事中の環境監視を計画する。

初予期しない環境影響が生じた場合に、工事の一時中止を含め速やかに対応するための体制を計画する。

4. 事業の実施・運営計画段階の配慮指針

動植物の生育・生息に配慮する

初保全した動植物の生育・生息環境を維持するための計画をたてる。

初代償措置を講じた場合、良好な状態の維持・管理を計画する。

緑地を維持・管理する

初排気ガスや騒音の対策、良好な景観の維持等、環境保全機能の向上に配慮した、緑地や植栽空間の維持・管理計画とする。

初地域の現存植生、潜在自然植生（人為的影響を受けない場合の最も発達した植生への時間の経過をともなう変化）等を考慮した緑地の管理計画とする。

初緑地の維持管理にともなう薬剤の適正使用や減量化を計画する。

環境への影響の把握に努める

初排水施設、排ガス施設等からの排出物、敷地境界における騒音等について定期的な測定を計画する。

